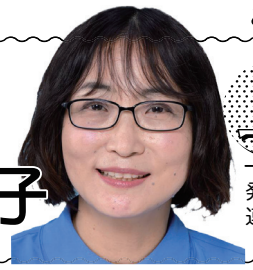
日本共産党 高槻市会議員 きよた純子 ニュース
2026年10月27日
11月号 No.151



発　行：日本共産党高槻市会議員団　きよた純子
連絡先：議員団控室（市役所内）
TEL072－674－7230　FAX072－674－3202

食料品のみ1%の消費税 2年後大増税

高市政権の消費税減税は食料品だけ1%に、2年後には8%への大増税。その際、「所得に連動した給付を導入」としていますが、対象は「現役世代の働く中低所得者」で全国民の1割程度。9割には増税だけが重くのしかかります。

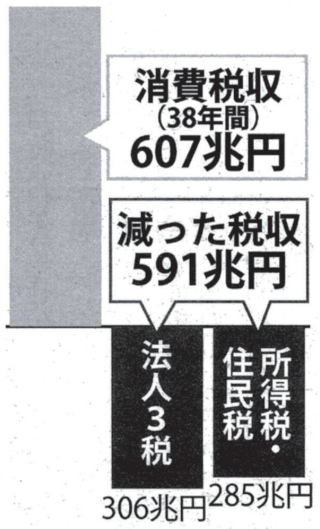
飲食業など大打撃

食料品の減税だけでは様々な弊害が。飲食店の売り上げは税率10%のため、食料品との差は9%に。農家は、農機具や肥料などは10%負担ですが、作物を納める際の消費税は1%に。飲食店や農家には大打撃です。

消費税一律5%減税 税金の集め方を変えよう！

消費税一律5%減税すれば十分確保できます。

消費税収は法人3税と所得税・住民税減収の穴埋めに消えた



消費税収は1989～2026年度の累計。法人3税（法人税、法人住民税、法人事業税）は1989年度に対する減収額。所得税・住民税は1991年度に対する減収額

財源（約15～16兆円）は「富める者に課税」

学校でのプールの授業について

酷暑により水泳の授業が中止になることで子ども達の水泳体験が減っています。「水が怖い」と感じる子どもが増え、「泳げる子」「泳げない子」の2極化の問題があります。泳ぐ力に差がある今の状態は、子どもの命に関わります。他市では、2年前にプールの授業中に死亡事故がありました。

日本共産党の提案

学校水泳の民間活用

高槻市では 学校水泳の民間活用を試行実施しています。今年度は小学校4校は2か所の公営のプールで実施をされ、6校は1か所の民間プールで実施されています。

教育委員会は今後、民間活用（室内プール）を広げていく方針。しかし、民間事業者は撤退する場合もあり、継続性に課題があります。

また、学校水泳の民間活用を実施する場合は、授業時間の確保と当するなど、少人数指導をしています。

学校プールでも少人数指導ができるように、水泳指導のサポートスタッフの派遣の検討を

学校プールの環境の改善を

学校水泳の民間活用では、グループ分けをして、インストラクター1人あたり15人から20人ほどの児童を担当すること。学校プールの老朽化については、学校プールの新設・改築、上屋の設置などの検討も同時に進めていくことが必要です。

学校に行けない子どもと保護者への支援

教育センターで実施している「あつまれエスペのもり」は「遊ぶ、かたる、わかちあう」というコンセプトで、月1回、市内の小中学生を対象に、さまざまな取組をされています。親子で心と体をほぐす創作活動や運動等のプログラムを企画し、昨年度に参加した児童生徒は20人（延べ37人）。保護者は19人（延べ36人）です。

教育委員会は、子ども達への支援、保護者への支援の必要性の認識を深めたとし、今年は「エスペのもり　保護者会」が、心理士など専門家も交えて開催されています。

日本共産党の提案

どこに何を相談すればいいのか、わからなくて悩んでいる不登校の保護者にとって、家以外の場所で子どものことを話せる居場所は大事です。

不登校の子どもは昨年度小中学校で893人と多く、「エスペのもり」に来ていない人の方が多いです。

学校単位で専門家を交えた保護者懇談会の開催ができるよう支援することを求めています。

介・護・保・険

これ以上の利用者負担拡大にNO!
制度の抜本改善こそ必要です



介護保険は来年４月から３年間の計画について国の審議会で議論が進められています。

主な「３大改悪」の論点

①利用料２割負担の対象拡大

昨年１２月の審議会で厚労省が具体的な資料を提案しましたが、反対意見、慎重な検討を求める意見が続出。昨年中に決着がつかず、今回の介護保険法の改正には盛り込まれませんでした。政府は引き続き検討を継続させ、「２０２６年度中に結論を得る」としています。

②ケアプランの有料化

今回、ケアプランの有料化は見送りになりました。私たちの運動の成果ですが、厚労省は、要介護が多く入所している住宅型有料老人ホームに「登録制」を設け、そこに相談支援の利用料を課すことを今回決定しました。サ高住（＝サービス付き高齢者向け住宅）にも同様の仕組みが設けられます。

③要介護１、２の介護保険外し

要介護１、２の生活援助等を、自治体ごとのサービスの格差や給付抑制にもつながる総合事業に移行する案です。これは３年前に引き続き、今回も実施見送りになりました。受け皿となる総合事業の整備が全国的に進んでいないことが背景にあります。

高齢福祉専門分科会でのきよた議員の発言

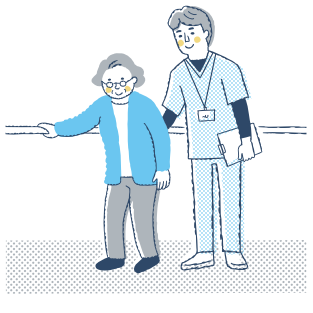
10月６日に高齢者福祉専門分科会が開催され、次期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子案、アンケート調査について質疑されました。

利用者負担増は絶対阻止を

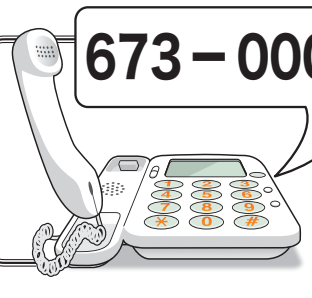
アンケート調査では、介護保険を利用していない理由として「利用料を払うのが難しい」と答えた人が前回調査より２．６％増の５．６％になったことについて、きよた議員は「介護利用料を負担できないことを理由に介護の利用を控える実態があることについて、市の考え」を質問。市は『本人にサービスの利用の希望がない』は２．７％増加しており、介護保険サービスを利用していない理由は様々なものがあると考える」と答弁しました。きよた議員は２０１５年に一部の高齢者に２割負担が導入され、２０２１年に補足給付の見直しなどによって「この間、負担は確実に増えている。実際に利用料が負担できずに介護保険の利用を控えている人に、もっと心を寄せるべきだ。国が新たな費用負担の引き上げを狙っているが、これ以上の負担を増やさないよう、市として努力して欲しい」と訴えました。

介護職員の人手不足

厚生労働省の調べでは、２０２５年度の全産業平均と介護職員の給与の格差は月８万２千円で、依然として低い状態が続いています。きよた議員は「福祉・介護人材の確保及び定着、課題と今後の方向性について、市の考え」を質問。市は「国に対し支援策を講じるよう要望している。市では、介護事業所の資質向上を目的とした研修会の実施や、ホームページ等で魅力発信を行うなど、人材確保と定着の支援に取り組む」と答えました。



きよた議員は「急速に進む高齢化に対し、国の対応は追いついていない。全額国費を投入して、早急に全産業平均並みの賃金に引き上げることが必要。国に要望し、市としても踏み込んだ対応を」求めました。



生活相談 ☆ホットライン お困りごとはありませんか？

日　時：**11 月 26 日木 14：00～15：30**

当日は電話で相談を受け付します。電話イラストの上の番号におかけください。

市会議員 きよた純子